OBA MJ アウトリーチ ~出かけていく弁護士、弁護士会へ

副会長青木佳史

第1回 アウトリーチ支援って何?

法的支援・法的サービスを社会の隅々まで充たす こと、そのためにこれから弁護士会が本格的に腰を 据えて展開すべきことは、なんでしょう。

それは、アウトリーチの手法による業務であり、活 動である、と思います。

アウトリーチ、つまり「法的支援を必要としてい る現場、法的ニーズが潜んでいる現場へ積極的に出 かける」手法です。

「法律相談をしたい、弁護士に依頼したい」と考え ていても、実際に相談場所に出かけていくことがで きない人たち、どこに相談していいのかわからない 人たち、費用を心配して尻込みしている人たちが、社 会にはまだまだたくさんおられます。

さらには、客観的には法的紛争があり、法的支援 が必要なのに、自分の抱えている困難が法的な紛争 であることを自覚できず、法的な解決によって救済 されることを知らない人たちがいます。

このような人たちには、いくら弁護士が増え、弁 護士会での相談メニューが充実し、法テラス等の費 用援助制度があっても、それだけでは法的サービス は届きません。

これからは、このような法的なニーズの存在する ところに、関係機関と連携をはかりながら、積極的 にアプローチをして、潜在的なニーズを掘り起こす 活動が極めて重要になっていきます。

さらにこのアウトリーチの手法により、法的支援 を必要としている人たちの身近で、その生活に携わ

る地方自治体職員や社協等の関係諸機関、その他の 専門職、民間の支援団体、商工事業者の団体等と連 携し、その方々への法的助言等を通じて、間接的に 市民の法的ニーズに資することも重要な役割となっ ています。

このアウトリーチの手法は、これまで高齢者・障 がい者や貧困対策・生活再建など、いくつかの分野 で先進的・意識的に取り組まれてきていましたが、こ のようなニーズは社会の多様な場面に潜んでいます。 今後は、より全般的な分野に広げていくことが重要 です。

本年度の執行部は会務執行方針において「あなた を一人にしない 弁護士があなたのもとへ」とのキ ャッチフレーズのもと、「出かけていく弁護士・弁護 士会」を実践することを重点課題とし、アウトリー リの活動を支援するモデル事業を、各委員会等で展 開していただき、必要な財源を確保をしていくこと にしました。

月報でも、連載を開始し、これまで取り組んでき たアウトリーチの手法による活動をわかりやすく紹 介して、会員の皆さまに、その必要性・有用性をご 理解いただくとともに、秋以降にはこのモデル事業 を通じて新しくアプローチする取組みを紹介してい きたいと思いますので、どうぞご注目ください。

連載の初回は、これまで大阪弁護士会の各委員会 で取り組まれてきたアウトリーチの手法による活動 の代表的なものを概観します。

●高齢者・障がい者の出張法律相談制度

電話相談や電話申し込みにより、高齢や障がいの ため来館・来所相談が困難であると認められる場合 に、大阪府下であれば、相談者の自宅、施設、病院 等に弁護士が出張して法律相談を行う。有料相談(1 時間1万円+交通費)と法テラスを利用した出張民 事扶助相談を併用している。約1000人が支援弁護士 名簿に登録され、申し込みから10日以内に出張して いる。年間実績は約400件。受任率も4割近い。

●高齢者・障害者虐待対応アドバイザー派遣

大阪府下の各市町村が、高齢者虐待、障がい者虐 待の通報を受け、虐待の認定と対応策を検討するに ついて、困難な課題がある場合に、市町村が主催す る虐待対応ケース会議に弁護士と社会福祉士がペア で出向き、それぞれの専門的観点からの助言を行い、 その後の対応策の支援を行う。各市町村と弁護士会 が虐待対応アドバイザー派遣委託契約を締結し、委 託料に基づき、派遣する弁護士の日当を支払ってい る。大阪府及び20の市町村と契約をしており、年間 約100件の派遣をしている。

●地域包括支援センター法律援助事業

各地域における高齢者の総合的な相談支援機関と して介護保険で位置づけられている「地域包括支援 センター」において、職員が利用者の法的トラブル の相談を受けたり、個人情報保護等の法的対応をす るため、市町村毎に、担当弁護士を数名決めて、顔 の見える関係で定期的にセンターを訪問し法的助言 を行い、必要に応じ高齢者自身の法律相談や事件受 任も行っている。当初は弁護士会が無償で担当を派 遣したが、ニーズが明確になり、順次市町村との委 託契約が締結されていき、担当弁護士への日当も支 払っている。これまで16市町村及び14区(大阪市 内)と委託契約を結んでいる。障害者相談支援事業 所も同様のスキームを開始している。

●精神科病院への巡回相談

大阪府下の精神科病院を、2ヶ月に1度、定期的に 訪問し、入院患者またはその家族等から相談を受け て、法的アドバイスを行う。精神保健福祉法上の退 院・処遇改善請求の支援に限らず、入院者が現在抱 える種々の法的問題(債務整理、財産管理、家族間 の問題等) に対する法律相談等をすることで、退院 後の生活環境の構築や安定を図る。入院患者はおお むね資力がない方が大半のため、法テラスの巡回相 談制度を活用し、日当には法テラスの法律相談料と 日当を充てている。

●生活困窮者支援の相談事業への弁護士派遣事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業 において、支援対象者や相談担当職員の法的ニーズ が高いため、それに対する法的助言を行う担当弁護 士(1、2名)を市町村毎に配置し、各市町村に出向 いて相談担当職員または支援対象者からの相談を受 けて法的助言を行い、必要があれば事件を受任して 処理する。必要に応じ、電話・メールなどでの相談 も行う。相談内容は特に限定しない。7カ所以上の 市町村と契約締結し、今後も増える見込み。

●母子支援施設への巡回相談

離婚したりDVで逃れてきた母子が生活する施設 に出張し、法律相談にのるもの。

精神的な問題や経済状況から、法律事務所を自分 で探して予約を取り、出かけて行って相談をする、と いうことのできない入所者を対象に行うもの。法テ ラスの巡回相談の仕組を利用して実施しており、大 阪府下の各施設から利用希望が集まってきている。

●少年院の講話派遣(浪速・交野・和泉)

少年院から法テラスに少年院で生活者への講話の 申し込みがあり、弁護士会に法テラスから派遣依頼 をもらって、大阪府下の浪速少年院と交野少年院に は月に一度程度の継続的な学習会に出向いている。 和泉には、和泉との委託契約で同様の対応をしてい る。テーマは消費者被害、DVなど男女の法律関係、 債権債務関係、親子の法律問題など多岐にわたって いる。

その中で、終わってから個別の法律相談も寄せら れる。今後は講話と法律相談をセットに実施してい く予定。